

訓蒙修身書

田村初太郎校閱
福田宇中編纂
八

72
388

大日本教育會館

一 二 册	三 號	一 架	一 八 函
-------------	--------	--------	-------------

東
野
一

K/101
184
8

明治十五年四月開雕

訓蒙濟身書

積善館藏梓

訓蒙修身書第八

緒言

此編ハ學問、孝行、友愛、警戒、踐約、攝生、正
直、七章ニ分ツ生徒、往々進級シ高遠
ニ及ブモノナレバ此卷ヲ以テ第四年
後期生徒ニ教ユルニ適要トス



訓蒙修身書第八

明治十四年十二月 編者識

訓蒙修身書第八

田村初太郎校閱
林 和太郎訂正
福田宇 中編纂

第一章 學問

○何事ヲ學ブニモ、必ず全幅ノ心カヲ用フベシ、
德留氏

金庫 習鍊 鍵 鍊 磨

○學問ハ金庫、習鍊ハ鍵、西諺
○學ビテ、鍊磨セザルハ、學バズシテ、鍊磨スルニ
劣ル、同上

缺之禽獸
癱瘋

淺渚
螺蛤

涯際
撿査
愚昧

○有智者ハ道理ニ學ビ、無智者ハ、試験ニ學ビ、痴
愚ハ、缺乏ニ教ヘラレ、禽獸ハ天然ニ教ヘラル、西諺

○自ラ善トスルノ心ハ、學問ノ癱瘋ナリ、斯邁爾斯氏

○小成ニ安ンズルノ學生ハ、學業ヲ學習スルニ
非ズシテ、畢竟之ヲ遊戯ニ付スルノミ、同上

○予ノ學問ハ、特ニ海中ノ淺渚ニ在テ、螺蛤ノ類

ヲ拾フガ如キノミ、真理ノ大海ハ、浩々トシテ涯

際ナシ、是皆未ダ撿査ヲ經ザルモノナリ、牛董

○讀ムコト愈多ケレバ、愈吾愚昧ヲ覺ユ、愚昧ヲ

覺ユル愈多ケレバ、愈之ニ勝ント欲シテ、其勢力

愈増盛ス、 徳留氏

眞實
熟觀
審察

○學バズシテ、才智アル人アレバ、眞實有用ノ學
ハ、實事實物ニ就テ、熟觀審察スルニ依テ、成就ス
ルモノナリ、 理學士倍根氏

○日々ニ新タスル者ハ、一日ハ一日ノ工夫アリ、

一歳ハ三百六十日ノ工夫アリ、若シ積テ十年ニ

至ラハ、其長進スル所、測ルベカラズ、 貝原益軒

○學ハ思ヒニ原ヅクト雖モ、間志雜慮甚ク、心術

ニ害アリ、學者須ラク胸中ヲシテ、泰然事ナク、以

テ有用ノ思慮應接ヲ待ツベシ、 同上

雜慮
泰然
思慮
應接

輕惰

悠緩

勉強

寬舒

愛養

局促

從容

○輕惰ノ二ツハ、學ヲナスノ大病ナリ、輕キモノハ未ダ得ザルヲ以テ既ニ得ルトナシ、惰ルモノハ、悠緩ニシテ進ムコト能ハズ、同上

○學者固ヨリ、當ニ勉強シテ怠ラザルベク、又須ラク、心志ヲ寬舒ニシ、精神ヲ愛養スベシ、此ノ如クナレバ、局促ノ態ナク、從容ノ象アリ、二ツノ者並ビ行ハレテ、相悖ラザルベシ、同上

○學ハ、闇室ヲ欺カザルヨリ始ル、程子

○學ヲ為スニハ、先ツ須ラク志ヲ立ツベシ、志ヲ立ルコト、定マラザレバ、終ニ事ヲ濟サズ、

經驗
習練
艱難

緊要

翻

○人ノ一生ハ、始ヨリ終リニ至ルマデ、經驗習練ノ大學校ト見做スベシ、時アツテ艱難辛苦ノ事ニ遇フトモ、之ヲ天命ナリト思ヒ、務テ學習セザルベカラズ、

○學問ニ、活學問アリ、死學問アリ、學バント欲スルモノハ、先死活ノ二道ヲ辨シ得ルヲ緊要トス、
熊澤了介ノ語

○學ハ人タルノ道ヲ學ブ所以ナリ、學テ聖人ニ至ルモ、亦人タルノ道ヲ盡スニ過キザルノミ、
學的

○手ニ任セテ、書ヲ翻ヘシ、此ヲ讀ミ、彼ヲ看ルコ

弊害 卜、其弊害勝ダテ言ベカラズ、一ニハ人ヲシテ、淺規矩 膚ナル知見ヲ得セシメ、二ニハ勞苦ヲ憚リ規矩 卑弱 ヲ厭ハシメ、三ニハ心思ノカヲシテ、卑弱單薄ナ 單薄 ラシム、西國立志編

侍醫 ○本多利長ノ侍醫、笠原長順ナル人ハ、秩千石ヲ

遊學 食セリ、其子順庵ヲ京師ニ遊學セシム、鼓スルニ

親族 臨ミ、學資金五兩ヲ與ヘリ、親族其少數ナルヲ見

テ、潜カニ若干金ヲ與フ、順庵京師ニ在リ、力學三

年ニシテ父ヲ省ス、長順謁ヲ許サズ、先ヅ之ヲ試

シトテ、運氣論ノ疑義ヲ解セシメ、障ヲ隔テ之ヲ

運氣論疑義

障隔 聽キ、輒チ曰ク、汝醫學未ダ熟セズ、何為レゾ歸ル

ヤト、乃チ金五兩ヲ與ヘ、再ビ京師ニ赴カシム、順

庵復カヲ極メテ勤學シ、三年ニシテ歸ル、長順之

答辯 ヲ試ムルコト、初ノ如シ順庵答辯四進ヲ驚スニ

至レリ、長順大ニ悦ヒ、障ヲ開テ曰ク、汝真ニ我兒

ナリ、汝今醫學成レリ、我汝ガ歸ルヲ待ツコト久

矣ト、乃チ新裁ノ衣服ト、金五百兩ヲ出シ、之ヲ與

ヘ、順庵ヲ携ヘ、老臣某ノ家ニ詣リ曰ク、臣老タリ、

幸ニ兒ノ學成レリ、然レ臣醫ニシテ千石ヲ食ム

ハ多キニ過グ、兒ニ五百石ヲ賜ヘハ足レリト、乃

新裁衣服

新裁衣服

千家ヲ順庵ニ讓リ致仕セリト、

○佛蘭西ノ物産學ノ大家ニ、ブーフオント云フ人アリ、其性質中等ニシテ、人ニ過ギザル者ニハアラザリシカドモ富有ノ家ニ生レナガラ、歡樂ノ事ヲ絶チテ、學問ヲ好ミタルヨリ、終ニハ大家ノ名ヲ得タリ、其一事ヲ云ヘバ、少キトキ、晏起ノ癖アリシユヘ、之ヲ矯メント思ヒ、カヲ用ヒタレ氏定メタル時刻ニ起出ルコト能ハズ、乃チ家僕シヨセフトイヘル者ニ命シテ、朝六時前ニ我ヲ起サバ、其度毎ニ一銀錢ヲ與ヘント約シタリ、
銀錢

毎曉 ヨセフ賞銀ヲ得ント欲シ、毎曉カメテ、喚ビ起セ

怒氣 ドモ、或時ハ病アリト詐リ、或時ハ怒氣ヲ發シテ、

寤 起キ出デズ、自ラ寤ムルニ及ビテ、シヨセフヲ責

ム或日シヨセフ例ニ因リ起セドモ、起キザルユ

寝衣 ヘ冷水ヲ盤ニ盛リ、之ヲ寢衣ノ下ヘ流シ入レケ

レバ、ブーフオンハ驚キ、目寤ノタリ、是ヨリ後屢

瘡 冷水ヲ注ギシユヘ、終ニ晏起ノ癖ヲ瘡シタリ、ブ

ーフオン人ニ語ツテ曰ク、我著シタル、物産書ノ

内、其三冊ハ、シヨセフノカニ頼リテ成レリト、

斯ノ如ク、自ラ勉勵ノ功ヲ積テ學ヲ成セシガユ

勉勵
功績

英材
忍耐

へ二其平生唱ハルニ、英材ハ忍耐ニ在リト依へ
リ、

第二章 孝行

親身

離 鼎 羅 羹 酒 奠 瀝
列 俎 醴 醑 醑

○吾身ハ即チ親ノ身、吾身ヲ立道ヲ行フハ、即チ
親ノ身ヲ立道ヲ行フナリ、親ノ悦ハヨリ大ナル
ハ莫シ、故ニ道德身ニ在レバ、身親ト一タリ、萬里
ヲ隔ツト雖トモ、未嘗テ一日モ親ニ離レス、要言類纂
○鼎俎羅列スルモ、親ヲ起シ、一羹ヲ啜ラシムル
能ハズ、酒醴奠醑スルモ、親ヲ強ヒ、一瀝ヲ嘗ンム
ルコト能ハズ、故ニ其敬ヲ無形ニ致サンヨリハ、

眼前

懽ヲ眼前ニ承クルニ若カズ、心ヲ今日ニ傷マシ
ムルハ、意ヲ當時ニ用ユルニ如カズ、同上

○孝ヲ致スハ、決シテ其報ヲ得ンガ為ノニアラ
ズ、固ヨリ其為スベキ所ノ道ヲ盡セルノミ、

○天ノ賜フ所ノ國ニ於テ、汝ノ日月ヲ長カラシ
メンコトヲ欲セバ、汝ノ父母ヲ敬スベシ、西語

○子タルモノハ、何事ニ於テモ、父母ニ従フベシ、
是天ノ甚ク好スル所ナリ、同上

○安藝國高田郡桂村ノ農、貞右衛門ハ、三男一女
アリ、第二子傳藏ハ、性温順ニシテ且至孝ナリ、十

温順

危篤 歳ノ時、母ノ懷妊シテ、病ニ罹リ危篤ニ至リシヲ、
 醫師 憂苦シ、飲食ハ必ズ醫師ニ問ヒ、自ラ調ヘテ、母ニ
 食量 供ス、其食量ノ減ズルヲ見テハ、之ヲ憂ヒ、多ケレ
 肩摩 脚撫 之ヲ喜ビ、母ノ肩ヲ摩シ、脚ヲ撫テ、心勞シテ座
 介抱 二眠ルヲ覺ヘザルヲアリ、隣人之ヲ憐ミ、夜ヲ以
 テ之ヲ掩ヒシニ、驚キ起キ、終夜眠ラズ、介抱セリ、
 調劑 一日傳藏醫師ニ問フニ、常ニ異ナルヲ以テス、醫
 師其藥ヲ見ルニ、門生ノ調劑ヲ誤リ、與ヘシモノ
 群兒 二テ、深ク其罪ヲ謝シ、小兒ニシテ心ヲ用ユルハ、
 心切ヲ感ジケリ、傳藏平常、群兒ト遊ビシガ、母病

闔村 二罹リシヨリ、戶外ニ出デズ、一日外國人、此村ヲ
 通行セシヨリ、闔村人争フテ之ヲ觀ルニ、傳藏遂
 戸隙 二出テザリケル、又伊勢神樂ノ舞アツテ、兒童ノ
 煙草 群集スルニ、傳藏母ノ傍ニ侍リ、戸隙ヲモ窺ハズ、
 刻刀 或日煙草刻刀ニテ、誤テ足ヲ傷ケ悲シメルヲ、人
 痛苦 其痛苦ノ甚シキナラント問フニ、曰ク否、血ノ流
 看護 レテ止マザレバ、今宵母ヲ看護スルヲ得ザルヲ
 痛苦 憂ヘテナリ、創ノ痛苦何ゾ厭ハンヤト、言未ダ
 畢ラザルニ、母傳藏ヲ呼ベバ、直ニ其前ニ至リ、ソ
 創傷 ノ心ヲ痛ノンコトヲ恐レテ、創傷ヲ掩ヒ、平常ノ

如クナリト、母幾クモナクシテ、分婉シ、其病モ漸々愈タリ、此事世ニ著レ、國主ノ聞ク所トナリ、銀子若干ヲ賜ハレリ、

瓦燒

○英吉利ノマニチエストルト云フ所ニ、瓦燒ヲ業トスル者アリ、性酒ヲ嗜ミ、日々得ル所ノ賃錢ハ、皆酒資ニ充テ更家事ヲ顧ミザルヲ以テ、妻子ハ自ラ働キ、衣食ヲ得テ、其日ヲ送レリ、然ルニ、其力ノ以テ數口ヲ養フニ足ラズ、殆シド飢寒ノ場ニモ至ラントスルヲ、長子ノタムナル者ハ、幼少ノ時ヨリ、父ノ手許ニテ、手傳ニ使ハレ、其仕事ヲ

賃錢

覺ヘ、十三歳ノ時ニハ、相應ニ賃錢ヲ得ルニ至リ

ケレバ、自分ノ取リシ錢ヲハ、父ノ手ニ渡サズシ

費用

テ盡ク母ニ與ヘ、家内ノ費用ニ充ルコト、ハナ

暴言

セリ、或ハ父酒ニ酔フテ家ニ歸リ、暴言ヲ吐キテ、

毆打

人ヲ罵ルトキ、母子共ニ毆打セラレンコトヲ恐レ、

側倚

其側ニ近ヅクモノナケレト、タムハ獨リ其側ニ

倚リ、言語ヲ卑フシ、顔色ヲ柔ゲテ、之ヲ慰サメ、遂

穩卧

ニ之ヲ床ニ導キ、穩ニ卧サシムル等、皆一人ニテ

鍾愛

之ヲ為ス、故母モ之ヲ悦ビ、深ク之鍾愛セリ、或日

墮落

タムハ、仕事ニ行キ、屋上ニ登リシガ、誤ツテ墮落

積堆 腰骨 氣絶

シ、積堆セル古瓦ニテ、腰骨ヲ打テ、全身血ニ塗レ、
氣絶ナシタレバ、其場ニ居合フ近隣ノ人々走セ

保護

集リテ、厚ク保護セシニヨリ、漸ク息ヲ吹返シ、泣

療治

テ曰ク、嗚呼、便リ少ナキ、母ノ身ヲ如何セント、人

泣叫

々之ヲ扶ケテ、家ニ連レ歸リ、鑿ヲ召ビ、之ヲ療治

苦痛

スルニ、母ハ之ニ抱付テ、泣叫ビケルニ、タムハ苦

全快

痛ノ顔色ヲ見セズ、母ニ謂テ曰ク、慈母泣クコト

ナカレ、必ズ全快シテ復働クコトヲ得ルニ至ル

ベシトテ、療治ヲ終ルマデ、一言モ痛苦ノ語ヲ吐

之 吳隱

○晋ノ吳隱之トイフ人ハ、十餘歳ノ時、父ノ憂ニ

流涕

丁レリ、日夜號泣シテ止マズ、行人モ為ニ流涕セ

孝謹

リ、後母ニ仕ヘテ孝謹至ラザル所ナシ、母没スル

韓伯

ニ及ビ、哀毀スルコト禮ニ過ギタリ、其隣家ニ韓

賢明

康伯トイフ人アリ、康伯ノ母ハ賢明ニシテ、康伯

選舉

ニ向ヒ、汝若シ選舉ヲ司ドル官ニ當ラバ、此ノ如

拔擢

キ人ヲ舉グベシト云ヘリ、康伯後ニ吏部尚書ノ

清級

官ニ登リケレバ、忽チ隱之ヲ拔擢シテ、清級ニ階

清操

セシメタリ、其後廣州ノ刺史トナリ、清操ヲ勵マ

改革

シ、其州ノ舊弊ヲ改革シテ、大ニ政績ヲ顯ハシ、後

政績

紫綬

致仕シテ光祿大夫金章紫綬ノ榮ヲ受ケタリ

第三章 友愛

孩提

○孩提ノ童モ、其親ヲ愛スルヲ、知ラザルコトナク、其長ズルニ及デヤ、其兄ヲ敬スルヲ、知ラザルコトナシ、孟子

墻闕

○兄弟墻ニ闕ケドモ、外其侮ヲ禦グ、詩經

懿親

○兄弟ハ、小忿アリト雖、懿親ヲ廢セズ、左傳

親愛

○仁人ノ弟ニ於ケルヤ、忿ヲ藏サズ、怨ヲ宿ノズ、之ヲ親愛スルノミ、孟子
○兄弟姉妹、互ニ親和セザレバ、家ヲ齊治スルコトヲ得ズ、勸善訓蒙

瑟琴 鼓翁 湛

トヲ得ズ、勸善訓蒙

○妻子好合、瑟琴ヲ鼓スルガ如シ、兄弟既ニ翁フ、和樂シテ且湛シム、詩經

敬篤 愛薄

○兄弟ハ、同胞ノ親シシ、父母ニ次ギタル、天倫ナリ、三親ノ内、父子夫婦ヨリモ、交リ久シキハ兄弟ナリ、其親シシ久シキヲ樂シムベシ、兄ハ弟ニ愛深ク、弟ハ兄ニ敬篤クスベシ、兄ハ弟アシ、トテ、似セテ愛ヲ薄クスベカラズ、弟ハ兄惡シトテ、似セテ不敬ナル可ラズ、各我道ヲ盡スベシ、兄ハ父ニ次ギテ尊ブベシ、弟ハ父母ノ子ナレバ、我子ト

同シク愛スベシ、初學訓

慈善 ○若狹國大飯郡小堀村ノ農夫、與左衛門ハ、其性
巡拜 慈善ニシテ、人ヲ愛ス、或夕暮ニ、二人ノ女道者門
諾 二立チ、妻等ハ四國ヲ巡拜スルモノニテ、途ヲ失
ヒシニヨリ、請フ一夜ノ宿ヲ借シ、與左衛門諾シ
テ之ヲ宿セシム、一人ノ女、一男兒ヲ抱キテ曰ク、
二女ノ旅行、意ノ如クナラズ、況ンヤ此小兒ヲ抱
キ、其苦ミニ堪ヘズ、之ヲ捨ントスレドモ、犬狼ノ
恐レアリ、慈善ノ人アラバ、之ヲ托セント欲ス、與
左衛門之ヲ憐レシ、妻ニ謀ル、妻諾シテ之ヲ貫ヒ、
貫

涙流 我子トナセシニ、二女ハ涙ヲ流シ、喜ビ去レリ、其

養育 子ヲ宗四郎ト名ヅケ、養育セシガ、後八年ヲ經テ、

實子ヲ設ケ、名ヲ磯ハト稱シ、兄弟睦ジク、長ジテ

稼穡 稼穡ヲ勤メ、父母ニ仕フルコト、孝順ナリ、磯ハ他

者ノ子ニシテ、所生ヲ知ラヌ者ナリ、子ハ肉ヲ分

ケラレシ者ナレバ、家督ハ子ニ讓ルベキ道理ナ

リ、我他ニ奉公セントス、父之ヲ聞キ、兄弟ニ謂フ

テ曰ク、宗四郎ハ磯ハノ兄ナリ、因テ家ヲ繼スハ

順ナリ、汝否ム勿レト、宗四郎肯セズ、遂ニ家ヲ出

テ曰ク、宗四郎ハ磯ハノ兄ナリ、因テ家ヲ繼スハ

豪農デ隣村ノ豪農ヲ頼ミ奉公シ、給米ヲ悉ク父母ニ老病送りテ、家ニ歸ラザリシガ、父ハ老病ニテ死セシ相讓カバ、兄弟相讓リテ、家ヲ繼グモノナキヨリ、村長感賞之ヲ官ニ訴ヘケレバ、國君感賞シテ、宗四郎ニハ租税米若干ヲ賜ヒテ、家ヲ繼ガシメ、剩ヘ租税ヲ免ル褒賞シ、磯ハハ別ニ月俸ヲ賜ヒ、帶刀ヲ許シ之ヲ褒賞セリ。

武衡家

○源義家ハ、清原武衡同家衡ト、陸奥ニ戰フ、其弟義光時ニ右兵衛尉トナリテ、京師ニアリ、兄ノ軍利アラズト聞キ、奏シテ赴援セント請フ、許サレ

ズ、乃チ官ヲ棄テ、之ニ赴ク、義家喜ビ、且泣テ曰ク、吾汝ヲ見ルコト、猶先君ヲ見ルガ如シト、乃チ俱ニ進ミ、武衡ヲ攻テ之ヲ破ル、

姿容
艶麗
鹿服
送致

○佛蘭西ニ、ルーシーロームト云フ女子アリ、姿容艶ナルニ、鹿服シテ流民トナリシヨリ、捕ハレテ裁判所ニ送致セラル、ルーシーローム官吏ニ謂テ曰ク、妾ハ父母ニ後レ、朋友モナシ、只一人ノ弟アレドモ、未ダ弱年ナレバ、妾が生計ヲ助クベキノコトヲナス能ハズ、故ニ流離此ニ至レリト、官吏曰ク、汝ハ家ナキモノニテ、市街ニテ食ヲ乞ヘバ、流民

流離
市街

言蒙仙身書 卷之八

折檻 ト何ゾ異ナラント、折檻院ニ送致セントス、偶一

小童側ヨリ出來リ、姊憂フルコト勿レ、我此ニ在

屹立 リト、官吏ノ前ニ屹立セリ、官吏之ヲ見テ、汝ハ誰

ソ、曰ク、少女ノ弟ジエームスロームト云フ者ナ

リ、年幾許ナルヤ、曰ク、十三歳、汝何故此所ニ來ル

ヤ、曰ク、我今姊ヲ養フベキ道ヲ得タル、故ニ來リ

テ、姊ヲ携ヘ歸ラント欲ス、官吏曰ク、汝姊ノ流離

スル所以ヲ述ベヨ、曰ク、我母固ヨリ病ニ罹リシ

ガ、嚴寒ニ堪ヘズシテ、終ニ歿シタル故ニ、困難ノ

餘リ、思ヒ立テ職人トナリテ、姊ヲ扶助セント欲

扶助

嚴寒
困難

携歸

幾許

屹立

折檻

シ版木屋ノ弟子タランコトヲ請フ、終ニ之ヲ許

サレタリ、夫ヨリ毎日、晝ハ我食ノ半ヲ遺リ、夜ハ

臥床ニ寐サセテ置タレ、姊ハ猶食物ノ不足ナ

ルニヤ、市街ニ出テ、食ヲ乞ヒシニヨリ、巡查ニ捕

ハレタルナリ、我此ニ於テ、更ニ善業ヲ尋ネタル

ニ、我ヲ養ヒテ一月ニ二十フランクノ錢ヲ與フ

ル所ヲ得タルニ依リ、此二十フランクノ錢ヲ以

テ、姊ヲ養ハントスルナリト云ヘリ、此時猶姊ト

所ヲ異ニセシニ、我ハ姊ノ側ニ往カント欲ス、近

ヅクコトヲ許サレヨト、其友愛ノ厚キニ感ジ、官吏

善業

巡查

臥床

友愛

川蒙仙身書 卷之八 十三

流涕 ハル！シーヲ免シケレバ、互ヒニ抱持シテ流涕

セリト、

第四章 警戒

嘲弄 ○人ヲ嘲弄スル小児ハ、自ラ其父母ノ命ヲ奉ズ
順良 ル能ハザルノミナラズ、更ニ他ノ順良ナル小児

ヲシテ、不善ニ陥ラシムルモノナリ、

是非 所作 ○人ハ所作ノ是非ヲ區別スルノ力アツテ、已ノ
區別 所作ノ是非ニヨリ、一種ノ感覺ヲ起スモノナリ、

畜類 此能力ヲ本心ト名ヅク是ハ人ノミニ限リタル
モノニシテ、畜類ニ此能力アルコトナシ、修身論

品評 ○古人ノ是非ヲ品評スルハ可ナリ、今人ノ善惡

妄議 ヲ、妄議スルハ不可ナリ、恨ヲ取ルコト、妄議ニア

リ、言志耄録

假令 ○小児ノ時ハ、朋友相互ニ、好ンデ嘲弄スルモノ
ナリ、假令順良ナル小児ニテ、父母ノ命ヲ守リテ

危キニ近ヅカザルモノ、朋友ニ嘲ケラレ、動スレバ、

怯懦 其怯懦ナリト云ハレシヲ耻ヂテ、遂ニ父母ノ教

訓ニ背キ、木ニ登リ、河ヲ渡ルノ、危キコトヲ為シ、不
慮ノ災ヲ來タスコトアリ、堅ク警メザルベカラ

ズ、

災 堅警言

怯懦 教訓

騙 物ヲ盗ミ、或ハ其伴ヲ騙シ、或ハ之ヲ打チ、或ハ
賤辱 之ヲ賤ミ、辱シムルトキハ、亦自ラ人ヲ害セシ罪
ヲ覺ヘ、其面ヲ見ルコトヲ慙ヂ、已ノ所作ノ罪ヲ

動物 得ベキコトヲ知ル、又動物ヲ害スルトキモ、亦此
感覺 感覺ヲ起スコトアリ、コレ天賦ノ良心アルヲ以

良心 良心
テナリ、

虚誕 虚誕ヲ説クバ、人ヲ欺キ、已ノ惡業ヲ掩ハント
スルモノナレハ、是レ大罪ヲ犯シタルモノトナ

游嬉 可シ、
○ドリウトイフ人ハ、幼キ時、游嬉ヲ好ミ、數不良

海賊 巨魁 十歳ニシテ、靴工ノ弟子トナリ、其業
園菓 二苦シミ、海賊トナラント欲シテ、惡童ノ巨魁ト
偷買 ナリ、園菓等ヲ盗ミ、長ジテ密商船ニ就テ偷買ス、
覆 時風雨ニ遭フテ、舟殆レド覆ラントス、是ニ於テ

悔悟 悔悟シ、惡性ヲ改メテ、謹恪ノ人トナ
謹恪 レリ、父復靴工ニ就カシム、黽勉業ヲ營ム、暇アレ
靴工 バ、則書ヲ讀ミ、文ヲ學ビ、嘗テ曰ク、書ヲ讀ムコト、
黽勉 愈多ケレバ、愈吾愚ヲ覺フ、愚ヲ覺ユル愈多ケレ

瞬時 瞬時ト雖モ、讀
書ヲ廢セズ、然ルニエヲ以テ、口ヲ糊スルユヘ、暇

夢死
警覺

日アルコトナシ、故ニ食時毎ニ書ヲ前ニ置キ、五
六葉ヲ讀ムヲ規則トス、口ツクノ性理書ヲ讀テ
曰ク、此書能ク、吾ガ夢死ヲ起シ、吾ヲシテ警覺セ
シメタリト、

警鐘
眠驚
早起
心快
鏘然
驚回

○一女子アリ、早起セント欲スレドモ、眠ノ覺メ
難キヲ患ヒ、警鐘ヲ買フテ、床頭ニ置キ、期ニ至リ
テ、其響ノタメ、眠ヲ驚カサレ、聲ニ應ジテ早起シ、
終日其心快ク、此ノ如クスルコト數周日、警鐘モ
亦其職ヲ怠ラズ、其聲鏘然タリシガ、後女子早起
ニ倦ミ、警鐘ノタメニ、驚回セラルレド、唯之ヲ顧

習慣

斷然

ルハミニシテ、再ビ眠ニ就キ、數日ノ後、警鐘ノ聲
復其眠ヲ覺スコトナシ、其故ハ、其驚回スルニ背ク
コト、習慣トナリテ、警鐘ハ背カザレド、我警鐘ニ
背キ、警鐘アレドモ無キガ如シ、然ルニ一日自ラ
省ミ、斷然意ヲ決シテ、再ビ其響ヲ聞トキハ、直ニ
起テ、其警戒ニ背カザラント期シタリ、能ク其過
ヲ改ムル者トイフベシ、

第五章 踐約

損害
忿怒

○凡ソ約ニ背クモノハ、人ニ損害ヲ加ヘ、人ヲシ
テ無益ノ時日ヲ費サシメ、又人ヲシテ忿怒ノ意

ヲ生ゼシム、

約背 ○人其父母、師傅君長ニ對シテ、約ニ背クトキハ、其咎更ニ大ナリトス、

時限 ○人ノ招キニ應ジテ、其時限ニ至ラザルハ不敬ナリ、

要道 ○信ハ、萬事ヲ行フノ本ニシテ、人ニ交ルノ要道ナリ、苟モ之ヲ失ヘバ、其為ス所觀ルニ足ラズ、其行フトコロ、感ズルニ足ラザルノミナラズ、人ニ疏ゼラレ、其身立ツコトナシ、

贈遺
交換

○約トハ、只個ノ金銀物品ノ贈遺、交換上ノミ行

政令 フベキモノニアラズ、小ニシテ、一家夫婦ノ間ヨリ、大ニシテ一國政令ノ上ニ於テモ、必ず闕グベカラザル要道ナリ、

誠意 契約 ○誠意ヲ以テ成シタル契約ハ、其雙方ノ間ニ在テハ、猶法令ニ等シキ効アルモノニシテ、必ず之ヲ正實ニ行フベシ、

正實 ○佛蘭西國ノ某里ニピエールト云フ人アリ、嘗テ募リニ應ジテ、兵隊ニ入ラントシ、其出發スルノ際、貯アル所ノ金千フランクヲ出シテ、其友フランメアーニ托シ、我為ノニ之ヲ保シ、幸ヒ再ヒ

國ニ歸ルコトアラバ、乃チコレヲ返ルト、言ヒ置
 キ、出行キケル、フランメアーハ其後商法ニテ、大
 困難トニ資本ヲ損スルハ、不幸ニ罹リ、生計困難ニ及
 ビシカバ、或人ノ云フニ、子何ゾ曩ニ預リシ金ヲ
 急救使用シ、一時ノ急ヲ救ハザルヤ、フランメアー曰
 金囊ク、彼ガ金ヲ予ニ托シテヨリ、予ガ妻子モ、此金囊
 觸死ニ手ヲ觸レシコトナシ、假令予此金ノ傍ニ餓死
 餓死ニ手ヲ觸レシコトナシ、假令予此金ノ傍ニ餓死
 認解スルトモ、此金囊ノ認ヲ解カズト誓ヘリ、其後六
 音耗年ヲ經テ、ピエールガ期已ニ満チタレド、音耗久
 消息シク絶シタレバ、死生ノ消息ヲ知ルモノ更ニナ

窮困シ此時フランメアーノ窮困、益甚シク、實ニ飢餓
 ニ陥ラントスルノ有様ナルヲ、人見ルニ堪ヘズ、
 フランメアーニ謂テ曰ク、已ニピエールノ事ヲ
 聞知スルモノナケレバ、其死セシハ疑ナシ、子ハ
 遺物ヲ受クベキ人ナルニ、何ゾ徒ラニ、財貨ノ
 財貨傍ニ坐視シテ、斯貧窮ニ困ムヤ、フランメアー頭
 燦然ヲ振り曰ク、否予此囊中ニ燦然タル黄白ヲ見ル
 燦然コト、燧石ヲ見ルニ異ナラズ、予若シ之ヲ開カバ、
 燧石數蛇ノ出テ、我ヲ噛ムコトアラント、
 其囊中ヨリ數蛇ノ出テ、我ヲ噛ムコトアラント、
 沈沈金囊ヲ棚ノ上ニ置キ、身ハ猶貧困不幸ノ中ニ沈

川...

論ハ 淪セリ、一日太鼓喇叭ノ聲喧シク、一列ノ兵隊其
 地ヲ通行セリ、是ナン即チピエール部下ノ兵隊
 浮虜ニシテ、ピエールハ久シク浮虜トナリ、敵中ニア
 リシガ、今其部兵ヲ率ヒテ歸リ來レリ、ピエール
 ハ善良正直ナルフランメアーニ逢ヒ、其貪婪憫
 ムベキ状態ヲ見テ、已ガ托セシ財貨ハ危急ノ扶
 助トシテ、使用セシナラント思ヒ、其事ヲ問ハザ
 リシニ、フランメアーハ翌日直ニ來テ其恙ナク
 歸リ來リテ相見ルノ喜ヲ陳ベ、金囊ヲ出シテ之
 ヲ返却セリト云フ、

養生 基礎ナリ、西言
 第六卷 攝生
 ○養生ハ修身ノ基礎ナリ、西言
 ○大醉ハ人ノ不善ヲ増スノ之ニ非ズ、更二人ヲ
 シテ、心ニ有セザルノ不善ヲ生ゼシム、勸善訓蒙
 ○人其飲食ヲ節ニシ、身體ヲシテ勞動ニ習慣セ
 シムベシ、是其身ヲ壯剛ニナスノ良法ナリ、
 ○身體壯剛ニシテ、疾病ナキトキハ、其精神ヲシ
 テ、亦爽快ナラシム、身體精神、共ニ能ク勞動ニ耐
 へ、事ニ當リテ倦マザラシム、
 ○人己ノ身體ヲシテ、惡習ヲ得セシムルトキハ、
 惡習

精神其命ノ如ク、身體ヲ御スル丁、能ハザルニ至ルノ害アリ、

健康 ○人健康ニシテ、精カヲ保セント欲セバ、老少ヲ論ゼズ、飲食ヲ節シ、適度ヲ過スコト勿レ、過レバ疾病 必ズ疾病ヲ生ズ、

饕餮 窮鬼 ○適度ヲ守ラズシテ、過食スルモノヲ饕餮トイヒ、度外ニ美味香品ヲ好ムモノヲ、窮鬼トイフ、皆人ノ耻トシ嫌フモノナリ、

臟腑 腐爛 嚴避 ○酒ハ臟腑ヲ腐爛シ、身體ヲ害スルノミナラズ、過失ヲ為ス根本トナル者ナレバ、嚴ニ避テ之ヲ

用ユベカラズ、

○早起ハ特ニ事業ヲ成スノミナラズ、亦大ニ健康ヲ利ス、
西言

放蕩 ○ウエニスノ一貴族、ロイス、コルナ口、ハ、放蕩ノ過飲 朋友ト交リテ、四十歳ニ至ルマデ、過飲飽食シテ、快樂 之ガタメ常ニ多疾ニシテ、快樂ノ日少カリシガ、惡習 醫師ノ諫ニ從フテ、惡習ヲ一變シ、嚴ニ飲食ヲ節シタレバ、其効驗著ニシテ、一年ヲ俟タズ、疾病悉ク治シテ、健康ノ人トナレリ、之ニ因テ益適度ヲ守リ、一日ニ食物十二ヲンズ、淡酒十四ヲンズヲ

淡酒

驗著 疾病

定量

尋常

強健
長壽

尋常
廢物

活潑

翔奔

戲遊

安靜
鑒戒

用ヒテ、定量トセリ、此量ハ稍少ニ過キテ、恐ラク
 ハ尋常ノ人ニ適セザルモ、コルナ口ハ之ニ依テ、
 強健長壽ヲ樂ノリ、七十歳ノ時、誤リテ、高キ所ヨ
 リ墜テ、手足ヲ打タリシガ、斯ク老年且大傷ナレ
 バ、尋常ノ人ニ在テハ、必ズ不具ノ廢物トナリ、或
 ハ死ニ至ルベキニ不日ニ全治シテ、故ニ復シヌ、
 八十三歳ニ及ビテ、尚獨リ山ニ登リ、馬ニ乘リ、神
 氣活潑ニシテ、小説ヲ著シ間、兎輩ト共ニ、翔リ奔
 リ、戲レ遊ベリ、九十八歳ニ至リ、安靜ニ死シ、後世
 ニ節度ヲ守リテ、大壽ヲ得タル鑒戒ヲ遺セリ、

誘惑

謝絶

泥匠

一齊

定例

倍根

繙

跳躍

情狀

尊位

○ミルレル少年ノ時、人ニ誘惑セラレシコト有
 シガ、遂ニ斷然之ヲ謝絶セシコトヲ、人ニ語リテ
 曰ク、我昔シ泥匠トナリテ、勞工ヲ倣セシガ、其同
 輩ノ者時トシテハ、一齊ニ酒ヲ給セララル、コト
 定例ナリキ、一日ホイス火酒名二杯ヲ予ガ分
 トシテ與ヘラレ、一飲シテ之ヲ盡シ、家ニ歸リテ、
 其好メル、倍根氏ノ文集ヲ繙キシニ、文字跳躍ス
 ルガ如ク、其意味茫トシテ知ルベカラザリケリ、
 此時自ラ以為久、此ノ如キ情狀ニ陥ルハ、我自ラ
 天ノ命ゼル尊位ヲ降シテ、下流ノ人ト伍スルガ

川原抄

卷之八

世

懼嚴
冥助
禁戒

故ナリト、大ニ懼レテ、爾後嚴ニ酒ヲ戒ムベシト、
志ヲ決セシガ、上帝ノ冥助ニ頼リテ、今日ニ至ル
マデ、此禁戒ヲ守ルコトヲ得タリト、

○ビシヨツプ、ゼウル及ビベユル子トハハ毎朝
四時ニ起ルヲ常トシ、トーマスモール氏、ナボレ
ヲン、及ビワシントン、モ亦然リワルテルスコツ
ト氏ハ平日大抵五時ニ起ルヲ常トシ、フランク
リン、及ビ米利堅有名ノ大家ハ、皆早起ノ人ナリ、
ダニールウエブストル、及ビヂヨンクインシー
アダムスモ亦然リトゾ、

第七章 正直

廉士

○廉士財ヲ愛セザルニ非ズ、之ヲ取ルコト、必ズ
道ニ由ルナリ、要覽

○苟モ其道ニ非レバ、廉士ハ為サズ、故ニ其身ヲ
全フス、同上

○智ハ圓ナランコトヲ欲シ、行ハ方ナランコト
ヲ欲ス、遜思遜

純良
修繕
釘
○佛國ニ清廉ナル工人アリ、性質純良ニシテ、業
ヲ勵メリ、嘗テ或人ヨリ古匣ノ修繕ヲ托セラレ
シカバ、釘ヲ拔キ、板ヲ離スニ當リ、棚板ノ後ニ古

密封キ紙アリ、即チ為替證券ニシテ、之ト共ニ密封セ
 ル金子アリ、合セテ三萬フランクノ金員ナリ、工
 遺失人大ヒニ驚キ、妻ニ示セリ、妻ノ曰ク、人ノ遺失セ
 ルモノニテ、君之ヲ拾フニ何ノ咎アラシ、工人曰
 ク、否、業ヲ務メテ得ザレバ、我有トナスベカラズ、
 之ヲ取ラバ、盗ト何ソ異ナランヤ、是ニ於テ工人
 尋行ハ證券ト金子ヲ懐中シ、匣主ノ家ヲ尋ネ行キシ
 匣携ニ嚮ニ匣ヲ携ヘ來リシ、人ヲ見ズ、只二人ノ少女
 貪窶アルヲ見ル、工人其家ノ有様ヲ見ルニ、貪窶甚シ
 裁縫久、一人ハ病ニ卧セリ、一人ハ裁縫ヲ事トセリ、季

活計 女ノ曰ク、我等ハ活計タル實ニ苦シ、姊ハ病ニ卧
 口糊 シケレバ、我一人ニテ二人ノ口糊ヲ凌クコト難
 凌難 久、飢餓且夕ニ迫レリ、工人二女ノ貪窶ニ陥リ
 飢餓 シ由ヲ問フ、季女曰ク、吾父在世ノ時、常ニ我等ニ
 父没 ト、然ルニ父没スルノ後、一ノ所有物モナキニ至
 レリ、且父存命中ハ、若干ノ金ヲモ貯ヘ置キ、其金
 ハ匣ニ納メ入タリトノコトナルニ、或ル工人ニ
 其匣ノ修繕ヲ托セシガ、今若シ之ヲ存セバ、我等
 ハ貧シキニ至ラザリシニ、父不意ニ死シタレバ、

窮乏之ヲ尋ヌルニ由モナク、斯ク窮乏セリト、語リケレバ、工人大ニ喜ビテ、其金ハ茲ニ在リト、其數ヲ筭ヘテ與ヘシトナリ、

訓蒙修身書第八終

明治十五年三月十七日版權免許
同 四月 出版發兌

徳島縣士族

編輯兼出版

福田 宇中

大阪府東區安土町四丁目
拾壹番地寄留

大阪府平民

製本發賣所

華井 卯助

府下東區安土町四丁目
拾壹番地

訓蒙修身書

田村初太郎校閱
福田宇中編纂
九

772
388

東 京 市 立 圖 書 館

大 日 本 教 育 會 書 館

一	三	一	一
二	號	架	八
冊			函

新

二

K110.1
184
9